

「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の一部改正

社援地発 0306 第 1 号  
平成 27 年 3 月 6 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中 核市市長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
( 公 印 省 略 )

生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について

平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、本法に基づき平成 27 年 4 月から福祉事務所を設置する地方自治体において各事業が実施される。多様で複合的な課題を有する生活困窮者に包括的な支援を適切に行うためには、各事業の目的及び内容を十分に理解するとともに、それぞれの事業が有機的に連携しながら効果的に実施されることが重要であり、今般、別紙のとおり、各事業の手引きを取りまとめたので通知する。

これらは、各事業の運営に当たって必要な基本的事項を示すものであり、貴職におかれては、これらを参考に事業運営の向上に努められたい。

また、生活困窮者自立支援制度の運営が一層充実されるよう、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に広く周知方願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に当たるものである。

(別紙)

1. 自立相談支援事業の手引き（別添 1）
2. 住居確保給付金の支給に係る事務の手引き（別添 2）
3. 就労支援の手引き（自立相談支援事業・就労準備支援事業・認定就労訓練事業による就労支援）（別添 3）
4. 居住支援事業の手引き（別添 4）
5. 家計改善支援事業の手引き（別添 5）